YAMAUCHI Patent Attorney

YAMAUCHIパテントNEWS

VOL.20

ニュースの目次

１．紙葉類識別装置判決から読めること
２．今後の実務のあり方

>>>

【図面】

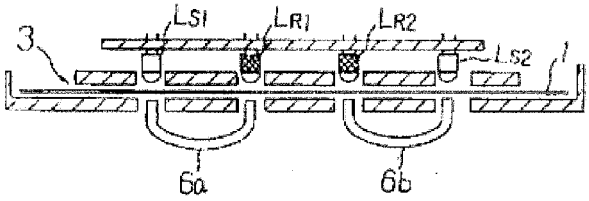

【イメージ図】

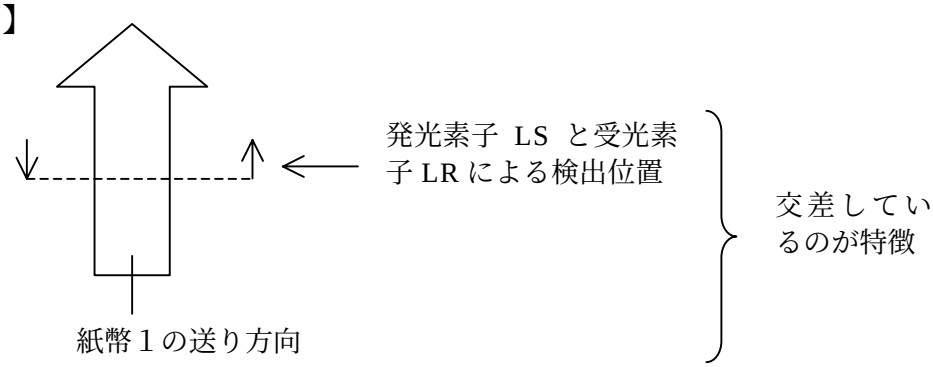

（２）引用例

引用例は、紙幣が積層状態となっているかどうかを検知する検知装置です。

技術分野は本願発明に近いもので、構成の面では発光素子と受光素子を用い、光の透過具合を見て状態検知する点では同じです。

ただ、イメージ図に示すように、この引用例では、紙幣の送り方向に沿って検出位置が設けられている点で、本願発明とは相違しています。

【図面】

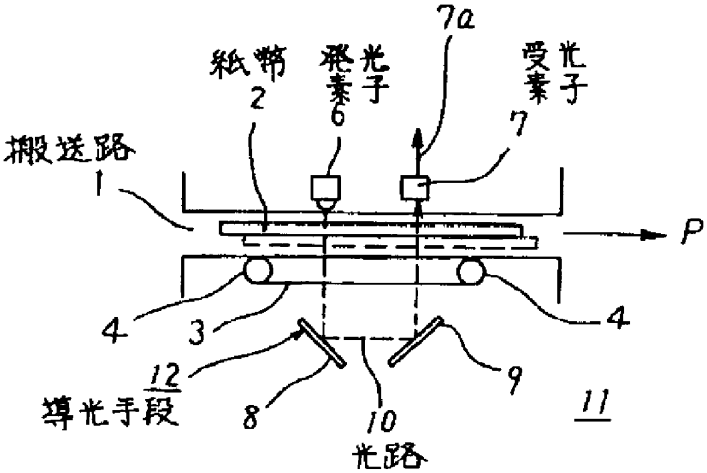

【イメージ図】

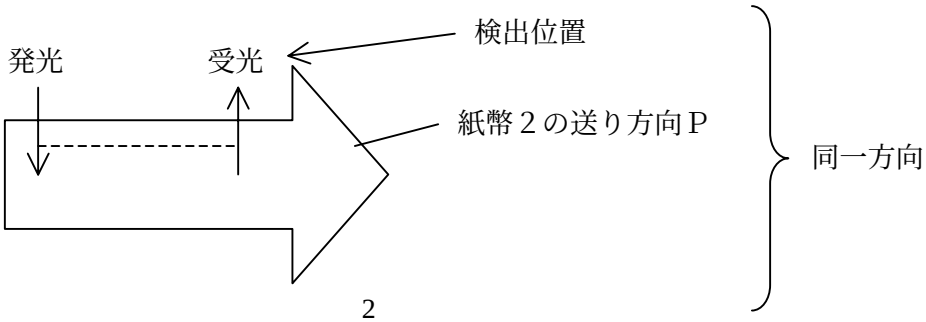

（３）特許庁の判断

特許庁は、本願発明を進歩性が無いとして拒絶しました。

その理由を少し乱暴に要約すると、「技術分野が近く、光の透過具合で状態検知する基本構成は同じである。違うのは、光を通して検出する位置だけであるが、その検出位置の違いは、目的に応じて取捨選択する範囲である。」というもののようです。

特許庁の審決のうち重要部分は、下記のとおりです。

> 【相違点】
> 引用例では、透過光を紙葉類の**搬送方向とは交叉する方向**で該紙葉類の一部とは異なる他部に照射される事項については明示されていない。
> 【判　断】
> 「一般に、紙葉類の識別を行う際に、紙葉類の特徴箇所を選んで識別することは、当業者が容易に想到し得たことである。従って、･･･所定方向とは交叉する方向で該紙葉類の一部とは異なる他部に照射されるようにすることは、**単なる設計変更**である。」

要するに、普通の技術者なら、「目的に応じて適宜設計するはずだが、その程度にすぎない」というのが、進歩性を認めなかった理由です。

（４）判決の理由の要旨

これに対し、知的財産高等裁判所は、特許庁の審決を間違っていると判断し取り消しました。その理由の要旨は、つぎのとおりです。

（その１）

> 「審決の上記判断は、おそらく、紙葉類の積層状態検知装置と紙葉類識別装置を**共通あるいは密接に関連した技術分野のものであるとの考えを前提**にするものと思われる。しかし、･･････（基本）構成において一致しているといっても、その**機能、作用、その他具体的技術において少なからず差異がある**ものと言うべきである。

ここでいう**差異**とは、検出ラインを複数本にした事を指しており、それを特徴とする本願発明は、引用例１とは技術思想として違うものという認識です。

（その２）

> 従って、紙葉類の積層状態検知装置と紙葉類識別装置は近接した技術分野であるとしても、･･････紙葉類の積層状態検知装置を紙葉類識別装置に置き換えるのが容易であるというためには、**それなりの動機付けを必要とする**ものであって、**単なる設計変更であるということでは済ませられるものではない**。」

要するに、「思想性の違いがあれば、余程の理由がなければ進歩性を認める。」という方向の判断です。

>>>